

運営指導(実地指導)後の手続きの流れについて

本日は、運営指導(実地指導)にご協力いただき、ありがとうございました。運営指導(実地指導)後の手続きについては以下のとおりです。

運営指導(実地指導) (本日)

正式文書による結果通知の送付 (本日から1か月以内を目途にメールにて送付します。)

改善状況報告書のご提出 (様式は結果通知と一緒に送付します。)

○ **提出期限：指定された期限内（原則として運営指導(実地指導)月の翌月末）**

○ 過誤調整が必要な場合は、改善状況報告書と点検結果報告書を一緒に提出してください。

- ・原則としてメールにて提出してください。
- ・報告に際しては、その状況がわかる書類も添付してください。
- ・提出後、確認等のため、問合せ等する場合があります。
- ・未提出の場合は、再度、運営指導(実地指導)を行う場合があります。

○ 過誤調整が不要の場合は、以上で手続きは完了です。

<過誤調整が必要な場合>

1 点検結果報告書のご提出 ※手順の詳細は裏面をご覧ください。

- ・様式は結果通知と一緒に送付します。

2 過誤申立て（取下げ）依頼書の提出 ※手順の詳細は裏面をご覧ください。

- ・指導担当から提出指示があるまで、過誤調整を行わないようにして下さい。

3 国保連合会へ再請求 (国保連合会への過誤申立てと再請求を、同月に行います。)

- ・認定支払担当から提出指示があるまで、再請求を行わないようにして下さい。

4 国保連合会による審査完了・振込み確認

5 利用者負担額返還完了報告書の提出 (利用者への返還が発生した場合のみご提出ください。)

- ・様式はウェルネットなごやよりダウンロードしてください。

●各様式は、ウェルネットなごやの以下のページに掲載しております。

ウェルネットなごや TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指導 > (1) 運営指導(実地指導)・運営指導(実地指導)終了後の手続きについて

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/jittisidou.html>

(書類提出先：運営指導書類受付係)

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番地1号 ナディアパークビジネスセンタービル10階
名古屋市障害者支援課分室内 株式会社バックスグループ 運営指導書類受付係
電話：080-5975-2579 (受付時間：平日の8時45分から17時15分まで)

E-mail：a2578-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(※ メールでの送付にご協力ください)